

令和3年度三重県食の安全・安心確保行動計画（案）概要

1 行動計画策定の趣旨

「三重県食の安全・安心確保行動計画」は、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき定めた「三重県食の安全・安心確保基本方針」の食の安全・安心に関する施策を効果的・総合的に推進するため、具体的な取組を明らかにする年度計画として策定するものです。

2 食の安全・安心確保施策の推進体制

庁内推進体制として、条例第11条に基づき「三重県食の安全・安心確保推進会議」を設置し、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的な推進に取り組んでいます。

また、条例第28条に基づき知事の附属機関として設置している「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」において、取り組んでいる施策を調査審議していただき、審議結果を施策に反映させています。

なお、食の安全・安心に関する危機が発生した場合は、「三重県危機管理計画」に基づき適切に対応することとしています。

3 令和3年度の主な取組方向

令和3年6月から「H A C C Pに沿った衛生管理」が義務化されることから、適切な衛生管理が行われるよう、食品等事業者に対して監視指導を行います。また、令和3年度に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、関係者に安全な食品を提供できるよう、弁当調整施設や宿泊施設の監視指導を行うとともに、県民の食の安全の確保と併せて来県者に安全な食品を提供できるよう、観光地の飲食店（大規模旅館、レジャー施設等）を中心に監視指導の強化を図ります。

高病原性鳥インフルエンザや豚熱など家畜伝染病の発生防止のため、生産者等に対して、発生事例を踏まえた感染防止対策に関する研修会等を開催するとともに、飼養衛生管理基準の遵守・徹底が図られるよう、農場ごとに作成された飼養衛生管理マニュアルに基づく野生動物の侵入防止柵の設置等具体的な取組について指導等を行います。また、風評被害を未然に防止するため、引き続き、県産豚肉の流通状況の監視や食品等事業者等に対する正確でわかりやすい情報の提供を行います。さらに、豚熱については、野生いのしし対策として、経口ワクチンの散布や県内全域での捕獲強化等に取り組みます。

国際水準G A Pおよび水産エコラベルについて、生産者に応じたきめ細やかな指導・助言等により、認証取得を推進します。また、これらの認証について、消費者や食品等事業者の認知度の向上を図るため、関係機関および食品関連事業者等と連携し、県産の認証を取得した農畜水産物の情報発信等に取り組みます。

加えて、新型コロナウイルス感染症禍においても、安全・安心な食品等が安定的に提供されるよう、監視指導に取り組むとともに、W E Bなど多様な方法を活用して消費者や食品関連事業者等に対する情報発信や啓発等を行います。

これらの他、基本的方向ごとの主な取組は次のとおりです。

基本的方向 1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

- 農薬、肥料、飼料、飼料添加物、動物および水産用医薬品の適正な流通と使用を推進するため、これらの製造事業者や販売事業者および生産者への立入検査や監視指導を実施します。
- 「三重県食品監視指導計画」に基づき、食肉等の取扱施設や集団給食施設等の重点的な監視指導を行います。また、「食品表示法」、米トレーサビリティ法および景品表示法等

に基づく監視指導を行います。

- 消費者に安全な食品を提供するため、計画的な食品の収去検査の他、と畜検査、食鳥検査、米の科学的検査および貝毒検査等を行います。
- 農薬だけに頼らず病害虫・雑草を防除するため、新技術の開発等に対応した「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実施指標」の改正を行うとともに、IPMの生産者への導入を促進します。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

- 消費者に対して食の安全・安心の確保に向けた食品関連事業者の取組や法令等に関する情報などを適切に提供します。
- みえの安心食材表示制度の認知度向上に向けて、県と生産者が協力し、消費者への情報発信に取り組みます。
- 「食品表示法」に基づく適正表示や食品表示基準の一部改正による原料原産地表示制度のほか、景品表示法について、食品等事業者および食品等事業者団体に情報を提供します。
- 研修会等の開催や啓発資料の配布等により、食品関連事業者や食品関連事業者団体のコンプライアンス意識の向上を促進します。
- 「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」や「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」の普及啓発に取り組みます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- 食中毒や食品に起因する健康被害の防止方法とともに食の安全・安心確保に向けた県の取組等について、ホームページやパンフレット、出前トーク等を活用して県民への情報提供に取り組みます。
- 食の安全・安心に関する考える力の醸成を図るため、市町や関係機関と連携し、学校における食育担当者や栄養教諭等を中心とした指導体制を整備するとともに、子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう「みえの地物が一番！朝食メニュークール」の実施等を通じた保護者や地域への啓発に取り組みます。
- 各ライフステージにおいて、県民一人ひとりが健康的な食生活を実践できるよう、減塩や野菜摂取をはじめとした食事バランス等の普及啓発に取り組みます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

- 食品衛生責任者、国際水準GAPや有機農業等の認証取得を指導する指導員および三重県農薬管理指導士等の人材育成に取り組むとともに、食品関連事業者および学校給食関係者等の資質向上のための講習会等を行います。また、みえ食の“人財”育成プラットフォームと連携し、新たな価値を創出できる人材の育成や食関連産業に従事したいと考える若者の確保に向け、研修会や食関連イベント、インターンシップ事業等を実施します。
- 県民と食品関連事業者等が食品衛生に関する正しい知識を共有し、相互理解を進めるため、消費者懇談会、意見交換会等を実施します。
- 出前トーク等やアンケート調査の機会を活用し、県民の食の安全・安心に関する意識の把握と県の取組への理解を深めます。
- 食品関連事業者団体や教育機関等と連携し、県民に対して食の安全・安心に関する情報を提供するとともに、啓発活動を推進します。
- 食の安全・安心に関する自主的な活動を行っている団体等に対して、啓発資料等を提供することにより、それら団体等の活動を促進します。